

日本獣医師会公衆衛生部会  
公衆衛生委員会報告

## 獣医公衆衛生領域の現状と課題への対応

(人と動物の共通感染症対策の地域における取り組み等)

平成 19 年 3 月

社団法人 日本獣医師会

# 目 次

- 1 はじめに
- 2 獣医公衆衛生領域の現状と課題への対応
  - (1) 共通感染症対策の地域における取り組みのあり方
    - ア 自治体における対応
      - イ 共通感染症の診断、届出、防疫システムの整備
      - ウ 自治体と診療獣医師の連携
      - エ 獣医師と医師及び自治体との連携
      - オ 四類感染症診断動物の対応
  - (2) 共通感染症対策と獣医師の役割（研修体制の整備等）
  - (3) 獣医公衆衛生部門と家畜衛生部門の連携のあり方
  - (4) 国民に対する情報提供のあり方
    - ア 情報提供の必要性
      - イ 獣医師の役割
      - ウ 日本獣医師会としての取り組み
  - (5) その他
    - ア 鳥インフルエンザ対策
      - イ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び定期予防注射

# 獣医公衆衛生領域の現状と課題への対応

－人と動物の共通感染症対策の地域における取り組み等－

## 1 はじめに

- (1) 牛海綿状脳症(BSE)をはじめ、鳥インフルエンザや36年振りとなる狂犬病の輸入症例の発生など、人と動物の共通感染症（以下「共通感染症」という。）に関する社会的リスクが頻繁しており、これら共通感染症の危機管理に的確に対応する上で、公衆衛生領域における獣医師の果たす役割への期待が従前にもまして高まってきている。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）は、平成15年11月に一部改正され、獣医師の責務規定や獣医師の届出対象疾病の拡充、動物の輸入届出制度の創設（平成19年9月から実施）など、種々の共通感染症対策の強化がなされた。この改正により、げっ歯類や鳥類等の動物の輸入について一定の規制が設けられるとともに、共通感染症における動物の側からの疫学調査、対物措置、追跡調査等を法的に対応できるようになった。また、平成18年12月の一部改正では結核予防法が感染症法に統合され、平成19年4月からは、結核罹患動物に対する措置を法的に取ることが出来るようになる。
- (3) このような状況を踏まえ、日本獣医師会の公衆衛生委員会では、感染症法に規定される動物に対する措置等を含む共通感染症対策の現状と課題について協議・検討し、今後の対応の方向性等を次のとおり取りまとめた。

## 2 獣医公衆衛生領域の現状と課題への対応

### (1) 共通感染症対策の地域における取り組みのあり方

地域における共通感染症対策は、動物から人への感染を防止するという観点から、感染原因が動物であることが判明した場合には、当該動物に対する措置等を迅速に行い感染源を排除するとともに、日頃から、感染源となり得る動物の動向把握（サーベイランス）と地域住民に対する共通感染症の知識の普及等を行うことが重要である。

また、このためには、関係部局、関係機関が連携することが重要であり、国において、厚生労働省（公衆衛生）、農林水産省（畜産・家畜衛生）及び環境省（動物愛護）が必要な情報を共有するなど連携を図っている。

#### ア 自治体における対応

自治体は、感染症法に基づき、次のことを行わなければならないとされている。

(ア) 地域において、共通感染症を含む人の感染症の発生を防止するための  
予防知識の普及・啓発

(イ) 発生動向調査等による情報収集

(ウ) 感染症患者への医療提供体制や検査体制の整備

(エ) 感染症発生時における人の感染拡大防止に必要な迅速かつ的確な措置  
等

また、感染症法第9条の規定により国が定めた基本指針に基づき、各自治体が定める「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」においても、共通感染症対策の重要性を示すとともに、必要な施策の実施が要請されている（平成18年7月4日、結核感染症課長通知）。

このため、自治体においては一元化した共通感染症対策が取れるよう、人と動物の両面の対策を並行して進めていく必要がある。すなわち、感染症対策部門と動物対策部門の一元的運営を図るとともに、保健所、動物管理センター等の各部署に共通感染症に対する動物対策の専門知識を有する獣医師を配置し、人と動物の両面の一貫した対策が迅速かつ的確に実施されるようにすることが望ましい。このような人的配置が困難な自治体にあっては、例えば、人の感染症対策のための協議会や検討委員会等に、動物対策部門の担当者も参画するなど、緊密に連携できる体制を講じておくことが必要である。

また、自治体が策定する「感染症予防のための施策の実施に関する計画」においても、動物管理センターを地域における共通感染症対策・指導の第一線の中核施設として位置付けるなどの対応が必要である。なお、センターがない自治体においては、保健所を中心に適確な対応を進めていく必要

がある。

なお、地方獣医師会にあっては、地域で感染症対策協議会等が開催される場合には、その内容に合わせて適任者を人選するなど積極的に参加するとともに、その情報を各会員に周知して会員の協力が円滑に行えるように配慮することが必要である。

共通感染症の検査については、動物管理センターは行政検査として検体の採取・処理や必要に応じてスクリーニング検査等を行い、地方衛生研究所等では確定検査を行うなどの役割分担が必要である。このためには自治体で検査業務を十分考慮した上で、対応可能な検査項目から実施していくことが重要である。また、診療獣医師が民間の検査機関に検査を依頼する場合の検査機関のリスト化を行い周知するほか、これら検査を行うに当たっては、必要に応じて、検査中の動物の取り扱いや措置等について、自治体関係機関（動物管理センター、保健所）に相談できる体制を構築しておくことが重要である。

## イ 共通感染症の診断、届出、防疫システムの整備

### (ア) 共通感染症のランク分け

臨床獣医師が診察・診断等する可能性がある感染症について、その危険度（病原性）レベルを踏まえた分類・対応等が、共通感染症ハンドブック（日本獣医師会発行）等に示されており、これらを参考に対応する必要がある。

### (イ) 地方における共通感染症検査・診断の流れ

例えば、狂犬病を疑う症例が発生した場合の検査等の対応フローは、別紙のとおりである。狂犬病に関しては、疑いのある動物の観察、検査のための剖検（脳出し）が適切かつ迅速に実施できる体制としておくことが危機管理上極めて重要である。なお、本フローは狂犬病対応ガイドライン 2001 に掲載されている対応時のフローをもとに、人感染症の対応も加え、改変した。発生時には、日本医師会及び地方医師会と十分連携を取っておく必要があることは当然である。

このような危機管理の体制を各自自治体、関係機関等で整備しておく必要がある。

## ウ 自治体と診療獣医師の連携、情報の共有

診療獣医師が、共通感染症に感染した犬、猫等の家庭動物の情報や地域の感染症の発生動向を知り、その情報を飼い主に的確に伝えることにより、当該動物を通じて飼い主あるいは家族等に感染が拡大することを防止することが可能となる。

しかしながら、現状では、人の感染症の発生動向調査や、家畜の伝染性疾患の発生動向(家畜衛生週報)から共通感染症の動向は知り得るものの、家庭動物での共通感染症の発生状況を定期的に知り得る情報源はない。

このため、国及び地方公共団体の感染症情報センターから発出される各種の情報を地域や獣医師会の会員等で共有し、これを利用して、共通感染症予防対策に貢献できる診療獣医師と行政との連携強化を図る必要がある。

また、厚生労働省より、共通感染症発生時の対応事例については、適宜、事務連絡が出されている他、国立感染症研究所が発行する病原体検出情報(IASR)等への事例掲載などが行われているが、これらの事例情報については診療獣医師が同様の事例に遭遇した際の迅速な対応等に非常に役立つことから、日本獣医師会のホームページ上にリンクするなど、これらの情報にアクセスできるようにするとともに、さらに一層各会員への周知を進める必要がある。

一方、人への感染という観点では、臨床獣医師、公衆衛生獣医師ともに、共通感染症のリスクが高いということを認識しておく必要がある。共通感染症に罹患した動物と接触する場合には、個人防御に十分留意することが重要である。

このため、このような情報に関して共通認識を持つことができるように、行政と診療獣医師がともに参加できる研修会を開催するなどが必要である。共通感染症対策を進める上で、行政と地方獣医師会等が協力しながら、相互の意見交換、情報交換が可能となるような場を積極的に設定する必要がある。

## エ 獣医師と医師及び自治体との連携

共通感染症を疑った診療獣医師と医師が連絡を取り合える仕組み・体制作り、さらに行政的な対応が必要となった場合の自治体への相談・連携の体制作りは必須と考えられる。このため、診療獣医師と医師及びその関係機関は、地方自治体等と協力して、そのネットワーク化を構築・整備する必要がある。しかしながら、診療獣医師と医師では、動物と人といった視

点が異なる場合も見受けられることから、現実的には、個別の疾病について、出来るところから検討・実現させていくことが重要である。

また、国民の多くは診療獣医師に対して、動物医療に加え、人の医療情報を合わせ求めてくることから、共通感染症の情報提供に関して、医師と共通の知識を持つための研修が必要である。

さらに、このネットワークに関し、診療獣医師と医師等の相互の情報交換、動物におけるサーベイランスに関する情報提供、地域における共通感染症対策の拠点となる動物病院の設定、地域における研修会の開催、人材育成、普及啓発事業など様々な事業について、厚生労働省及び日本獣医師会が連携する等して、これを全国レベルでのシステム構築へと発展させることが期待される。

なお、この実施手段の一つとしては、平成 11 年度から実施されている動物由来感染症予防体制整備事業の活用が考えられる。本事業の活用に対し、さらに厚生労働省から自治体への強い働きかけ、支援とともに、日本獣医師会においても、①事業の自治体の取り組み状況、②事業内容の整備・充実について厚生労働省に要請するとともに、自治体主導による地方獣医師会と地方医師会が連携しての研修会の実施や意見交換会の場の設定などの実現について、自治体に積極的に働きかける必要がある。

#### オ 四類感染症診断動物の対応

感染症法では、人への感染防止という公衆衛生上の観点で対応することが重要であることから、臨床獣医師は、診察した動物が四類感染症と診断した場合は、まず人に感染を広げるかどうかについて自治体関係機関（動物管理センター、保健所）に相談すべきであり、自治体においても、このような相談等が受けられる体制を作っておく必要がある。また、診療獣医師が飼い主に対してリスクを十分説明した上で、飼い主がその取り扱いを適切に行うよう指導するため、共通感染症への対応知識の研鑽等の場を持つことが必要である。

### （2）共通感染症対策と獣医師の役割（研修体制の整備等）

日本獣医師会は、行政と協力し、診療獣医師に対し、共通感染症の鑑別診断を中心とした実務者（獣医内科学、感染症学など）による研修（特定疾病に対する研修）を行っていくとともに、「特定疾病専門家養成派遣事業」を活用した専門家の育成について充実・強化する必要がある。

なお、当面の研修内容としては、診断支援（特に鑑別診断できる人の育

成・研修) や人の医療情報を中心とし、今後の展開としては、専門家の育成などの状況を踏まえ、鑑別診断と治療を中心とした対応マニュアル作成等が考えられる。

### (3) 獣医公衆衛生部門と家畜衛生部門の連携のあり方

動物の感染症の診断、届出、防疫に関しては、従来、家畜衛生分野は家畜伝染病を、公衆衛生分野は共通感染症とそれぞれ役割分担しつつ進めてきたが、今日のような国際化、高度化、複雑化した社会では、家畜伝染病と共通感染症を区別して対応することは難しく、一貫した対応が必要となっている。従って、各種感染症の問題を解決するには、国、地方及び関係機関における家畜衛生と公衆衛生部門の連携が不可欠である。

このため、国も関係機関と連携し、これを踏まえて、地方においても関係機関等との連携を進める必要がある。

### (4) 国民に対する情報提供のあり方

#### ア 情報提供の必要性

特別な専門知識を持っていない多くの国民が共通感染症についての情報に触れるのは、テレビ、新聞、週刊誌などのマスメディアによるのが一般的である。それらの情報は、専門家向けの情報とは異なり分かりやすく工夫されている反面、必ずしも正確なものばかりではない。中には、興味を引くために特定の情報を意図的に強調するものも見受けられる。

一方、同じ情報に接しても、その理解度は人により差があるという情報の受け手側の問題もある。

これらのことを考えると、現状では、共通感染症についての正しい理解が、広く国民の間に浸透している状況にはない。

その結果、口移しで動物に食べ物を与えるなど過度なスキンシップで動物と接したり、共通感染症の病原体を保有するおそれのある野生動物と不用意に接触したりするなど、警戒心のない行動によって、共通感染症の感染リスクが高められるおそれもある。反面、共通感染症の感染を過剰に恐れるあまり、特定の動物性食品を買い控えたり、身の回りの動物の存在を否定したりするなどの極端な行動につながり、社会問題となるおそれも否定できない。

このように、共通感染症に関する情報の中には不正確な情報もあり、動物との不適切な触れ合いや過剰な不安感を助長させるおそれがあるため、正確でわかり易い情報提供が必要である。



## イ 獣医師の役割

共通感染症のリスクを低減するとともに過剰な不安感を助長させないための一つの要素として、国民一人ひとりに共通感染症に対する正確な情報を浸透させることが不可欠である。そのためには、共通感染症についての正確で分かりやすい情報が、国民の身近なところで様々な形で提供されることが必要である。中でも、獣医師を通じた情報提供の果たす役割は大きい。獣医師は共通感染症について専門知識を有するばかりでなく、動物の診療という本来業務を通じて動物の飼い主等と日常的に接している。しかも、通常、飼い主等は動物の診療を委ねる獣医師に対して「動物の疾病に関する専門家」という認識を抱いていると考えられ、その結果、獣医師から提供される共通感染症に関する情報に対して、好意的な態度で接するという関係が期待される。したがって、効果的な情報提供を実現するために重要なことは、個々の獣医師が最新の客観的な情報に基づき、飼い主等の理解度に応じていかに分かり易く情報を提供することができるかどうかである。

このように共通感染症のリスクを低減し過剰な不安感を助長させないためには、獣医師が、最新の客観的な情報に基づき、飼い主等の理解度に応じて分かり易く情報提供する必要がある。

## ウ 日本獣医師会としての取り組み

獣医師が効果的な情報提供を行うためには、獣医師一人ひとりの研鑽が前提であり、先に掲げたように研修体制を整備することにより共通感染症に対する獣医師全体のボトムアップを図る必要があることは言うまでもない。加えて、飼い主等に情報を提供する際に利用できるリーフレットなどの媒体を作成して配布することにより、獣医師の行う情報提供を支援することが必要である。また、媒体の作成にあたっては、対象となる共通感染症の種類や相手の理解度に応じて獣医師が適当に選択したり、組み合わせたり、状況に応じて使い分けられるように配慮することが望まれる。さらに、媒体の種類についても、リーフレットなど紙ベースのもの他、ビデオ、CD、DVD など様々な媒体の特徴を活かし、複数の媒体をとり揃えることが望まれる。

例えば、日本獣医師会においては、「共通感染症についての公開シンポジウム」を開催するとともに、その内容を編集してテレビ番組として放映し、あわせてそれを録画したビデオを作製して国民一般への啓発活動を行っている。このような他の団体における活動も十分参考になると思われる。

また、厚生労働省に対して、共通感染症について、分かりやすいホームページのさらなる充実や、狂犬病予防週間といったようなイベントの開催などを求めていく必要がある。

今後、研修体制を整備して獣医師全体のボトムアップを図るとともに、各種の情報媒体を提供して獣医師への情報提供を支援することが重要である。

## (5) その他

### ア 鳥インフルエンザ対策

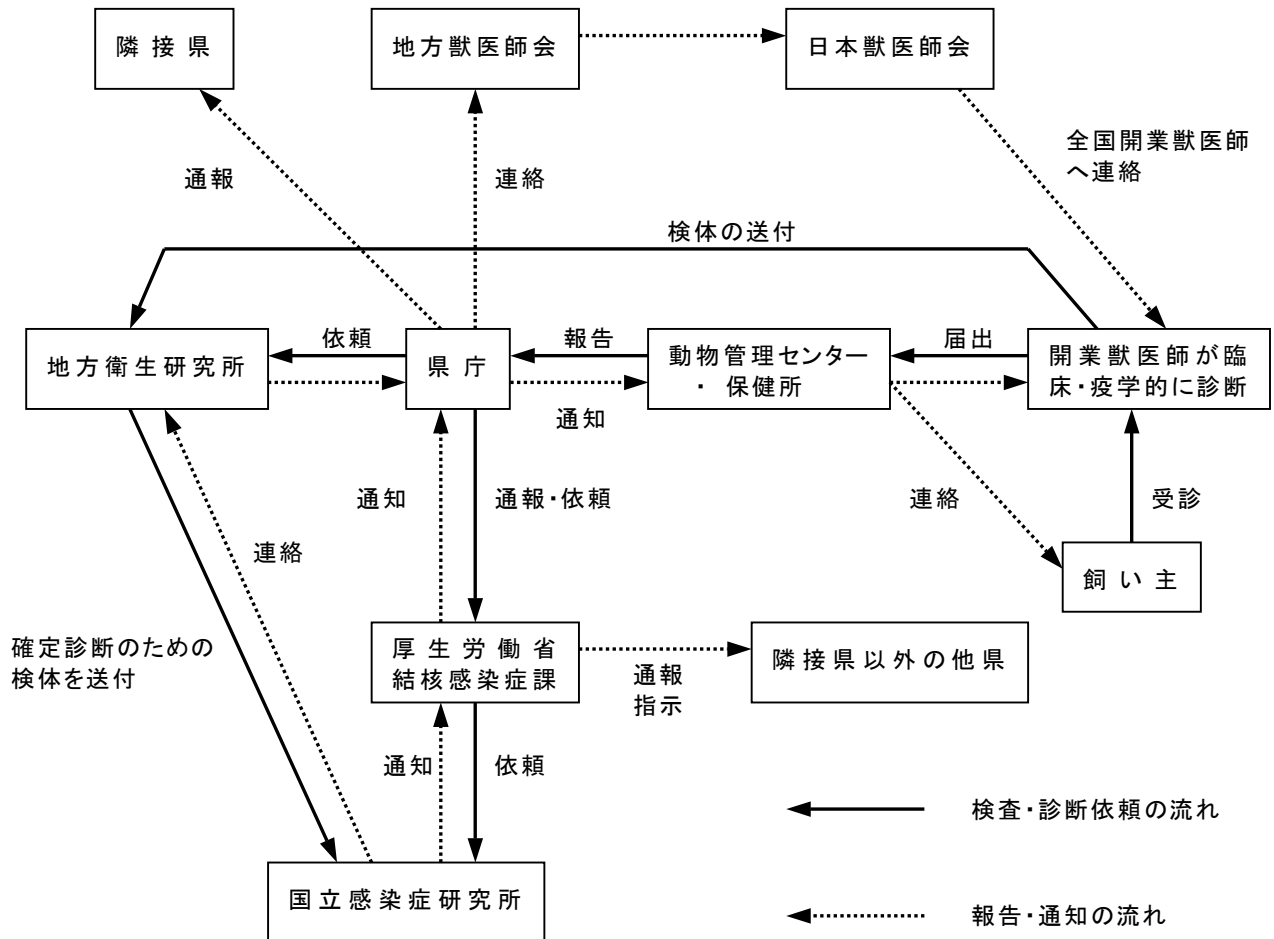
東南アジアやヨーロッパ等で、鳥インフルエンザが猛威をふるっている状況において、猫等の動物がインフルエンザ（H5N1）に感染した事例等が報道されている。このため、急遽、犬・猫のインフルエンザ（H5N1）対策について協議し、日本獣医師会雑誌第59巻第7号の会報で情報提供した。

### イ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び定期予防注射

犬の登録、狂犬病予防注射をより一層徹底するためには、自治体での登録等に係る問題点を明確にする必要があることから、厚生労働省に対し自治体の取り組み状況の実態調査の実施を求めた。

【別紙】

地方における狂犬病を疑う動物を診断した際の流れ



- 注： 1 狂犬病が疑われる犬については狂犬病予防法に基づいて獣医師に届出義務が課せられている。
- 2 狂犬病を疑う犬にあつては、2週間の臨床観察が必須。
- 3 確定診断は、犬の死亡後（殺処分してはならない）に、脳を採材にして実施する。

## 公衆衛生部会 公衆衛生委員会委員

委員長	森田 邦雄	社団法人 日本獣医師会理事（公衆衛生部会長）
副委員長	奥澤 康司	全国公衆衛生獣医師協議会会長
	池田 忠生	社団法人 東京都獣医師会理事
	兼島 孝	みずほ台動物病院院長
	上村 清隆	前新潟県福祉保健部参事
	佐藤彰一郎	社団法人 長野県獣医師会 （前長野県上田食肉衛生検査所所長）
	飛田 三郎	社団法人 北海道獣医師会 （北海道保健福祉部保健医療局食品衛生課参事）
	臣永 新一	社団法人 徳島県獣医師会 （徳島県食肉衛生検査所管理課主幹兼課長）
	長濱 伸也	社団法人 大阪府獣医師会理事
	丸山 総一	日本大学教授
	三木 朗	厚生労働省健康局結核感染症課課長補佐
	吉山 文蔵	社団法人 佐賀県獣医師会会長
	渡辺 正幸	社団法人 秋田県獣医師会 （秋田県生活衛生営業指導センター専務理事）